

京都市告示第189号

介護保険法第41条第1項及び第53条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から、同法第75条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づき、当該指定に係る事業所の廃止について、次のとおり届出がありました。

平成24年8月2日

京都市長 門川 大作

1 届出者の名称

公益社団法人京都保健会（理事長 三浦 次郎）

2 届出者の主たる事務所の所在地

京都市中京区西ノ京塚本町11番地

3 廃止する事業所の名称

公益社団法人京都保健会ヘルパーステーションあかり西院事業所

4 廃止する事業の種類

訪問介護，介護予防訪問介護

5 介護保険事業所番号

2660790177

6 廃止する事業所の所在地

京都府京都市右京区西院下花田町21番地

7 廃止年月日

平成24年6月30日

（保健福祉局長寿社会部介護保険課）